

(別紙1)

配置技術者の資格要件

資格要件等	内 容
技術士（部門指定あり・科目指定あり）	業務内容に対応した建設コンサルタント部門の登録に必要な技術士の資格を有する者をいう。 〔例〕「道路設計業務の技術士」（部門指定あり・科目指定あり）とは、技術士総合技術監理部門（建設一道路）、技術士建設部門（道路）が該当し、技術士建設部門（トンネル）等は該当しない。
技術士（部門指定あり・科目指定なし）	業務に該当する部門の技術士の資格を有する者をいう。 〔例〕「道路設計業務の技術士」（部門指定あり・科目指定なし）とは、技術士 総合技術監理部門（建設一〇〇）又は、技術士 建設部門が該当する。
技術士（部門指定なし・科目指定なし）	建設コンサルタント登録に必要な何れかの技術士の資格を有する者をいう。
認定技術管理者	建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号口の規定に基づき、国土交通大臣が建設コンサルタント登録に必要な技術管理者として技術士資格と同程度の知識及び技術を有すると認定した者をいう。
RCCM：シビルコンサルティングマネージャ	RCCM登録者をいう。
照査技術者	入札公告に記載
（技術者に求める）同種業務の実績	現場代理人、主任技術者、管理技術者又は照査技術者として担当した同種業務を実績として見なします。TECRIS登録等により確認します。また、平成21年4月1日以降契約案件の担当技術者として担当した同種業務。
実務経験〇年以上	民間企業、試験研究機関、公官庁等において現場代理人、主任技術者、管理技術者、照査技術者または担当技術者等として設計業務に携わった通算の期間が〇年以上ある技術者をいい、業務経歴書、主な業務契約書の写し又はテクリス登録証の写し等により確認する。なお、同一企業内であっても経理・人事等の業種に携わった期間は含まれない。